

**世帯主概念のもつ女性差別**  
自然災害被災者支援を通して見えてきたもの

山崎栄一西九州大学講師講演録

「公的援助法」実現ネットワーク被災者支援センター

## 目 次

### 1 はじめに

### 2 社会保障の中にあるジェンダー

- (1) ジェンダーとは何か
- (2) 社会保障制度の根幹に見るジェンダー
- (3) 日本の社会保障・税制に見るジェンダー

### 3 世帯主について

- (1) 世帯主とは何か
- (2) 世帯主は本当に性中立的な概念なのか？
- (3) 世帯主概念の解消の動き

### 4 自立支援金訴訟とその後

- (1) 自立支援金訴訟の概要
- (2) 調停の現状
- (3) 自立支援金訴訟・調停から見たジェンダー

### 5 むすび

## 1 はじめに

### (1) 発表をすることになったきっかけ

はじめまして、私は佐賀県の西九州大学で憲法を専攻しております山崎栄一と申します。

私は平成14年までは神戸大学の法学研究科

で大学院生をしておりまして、そこで阪神・淡路大震災を私自身も、大阪出身でありまして一部損壊がありますが被災をしております。

その際、神戸大学の阿部泰隆先生と共同で阪神・淡路大震災における生活保護世帯の実態調査をいたしまして、それ以来、被災者支援制度についての調査・研究をいたしております。

私は、先程述べましたように憲法を専攻しているのですが、まあ、こちらにいらっしゃる中島さんにもよく「憲法学者は震災で何をしてくれたんや」とよく言われております。もちろん、本日の出席者の方々もそう感じておられる方も多いと思われます。

たしかに、憲法25条には生存権が掲げられており、まさに震災の時には被災者の方々の生存権が危ぶまれた、そこで憲法というものが全面的に押し出されるべきであるところでした。しかし、憲法学者は被災者の方々を勇気づけてくれるようなことはあまり言ってくれませんでした。

これは、何故なのでしょうか?本当に憲法学者は役立たずなのか?これについて若干触れておいておきたいと思います。

憲法というのは、当然のことではありますが、法律学という学問の一

世帯主概念のひつ女性差別  
被災者支援を通じて見えてきたもの



アリカ主婦世

部分であるとされております。そして、法律学というと、裁判所における訴訟を中心に扱う学問であるとされております。

ここでみなさんは名前だけはご存じであるとは思いますが、生存権のあり方が問題とされた朝日訴訟というものがあります。生活保護を受けながら結核の療養をしていた朝日さんの生活があまりにも悲惨で何とかしなければならないということで裁判となりました。そして、朝日訴訟をきっかけに大きな運動も展開されました。

しかしながら、最高裁判所は、生存権というのは当時の厚生省、現在では厚生労働省となっておりますが、厚生省がよほどのことがない限りは、自由に生活保護制度を運営してもかまわない。基本的には裁判所は生存権のあり方についてはタッチをしないんだという姿勢を明確にしてしまいました、その結果、生存権というものは裁判では実現することがかなり難しいとなってしまいました。

こういう系譜がありまして、阪神・淡路大震災の際にも、裁判として訴えても勝てる見込がなさそうだ、ということになり、憲法学者は表舞台にはあまり見られなかつたと言うことです。

しかし、憲法学者というのは別に裁判所だけを相手に仕事をすればいいかといえばそういうわけでもありません。国の機関としては、裁判所以外にも、法律を作る場である国会であったり、実際に被災者支援を行う行政機関である内閣があり、被災地の最前線には自治体もあるわけです。そういう所にも働きかけるのも憲法学者の任務ではないのか。また、そういう所に運動を働きかける人たちにアドバイスしていくのが憲法学者ではないのか、こういう考えを持って私は現在活動していると

ころであります。いってみれば、憲法学者が役立たずか、役立たずでないのかは、憲法学者の職業倫理そのものにかかっていると思います。

こういったこともあり、私は色々な被災者運動の人々と接点をもつていてこうとしていまして、私は、本日のシンポジウムの主催者である、「公的援助法」実現ネットワークの方々と出会うことができました。もうかれこれ4年から5年ほどのおつきあいとなっております。

本日のシンポジウムの題目は、「世帯主概念のもつ女性差別—被災者支援を通して見えてきたもの」となっております。まず、話の進め方といたしまして、世の中にある女性差別を見抜く視点をいうものを、皆様に提供していきたいと思います。そのキーワードとなるものが「ジェンダー」という言葉であります。そのジェンダーという視点から日本の社会保障制度というものを見てみると、どのようなことが見えてくるかをお話ししてみたいと思います。

最後に、今回のシンポジウムのきっかけとなった自立支援金訴訟ならびに調停についての概説とそれに対する評価をしていきたいと思います。

## 2. 社会保障の中にあるジェンダー

### (1) ジェンダーとは何か

今回のシンポジウムの目的は、「災害多発の日本列島で生存基盤の失ったとき被災者支援が公平・公正にジェンダーフリーに行われる道筋を探る。」というものです。

ジェンダーとは、妊娠・出産といった「生物学的」に見られる男女間

の違いというわけではなく、「社会的・文化的に作り出された」男女間の違いを指します。その代表例が、「男は仕事、女は家事」という性別役割分業という固定観念があげられます。そして、それは、子供の時からそうした環境で育てられるために、ジェンダーというものは次の世代、また次の世代へを再生産されていくという特徴が見られます。であるから、なかなか男女間の不平等が解消されないのは、そういった男女の差別観が社会に組み込まれており、それが子・孫に様々な学習を通じて受け継がれてくるからなのです。

そういった、いつの間にか当然のものとされている、男女間の、それも社会的に巧妙に組み込まれた差別を暴いていこうというのがジェンダーという視点であるといえます。ジェンダーという視点のもとで社会の制度・法律を見ていくと、いかにもこの世の中が「まやかしの公平」に満ちあふれていることがイヤでも見えてきます。制度や法律は本来公平なものであると思われがちですが、そのような考えが幻想に過ぎないと言うことが変わってきます。逆にこのような「まやかし」や「巧妙なトリック」を見抜くことがジェンダーの醍醐味であるとも言えます。

いまから、こういったジェンダーの視点から、男性社会によって作り出された「いかさま」や「インチキ」を見ていくことにいたしましょう。

## (2) 社会保障制度の根幹に見るジェンダー

1942年にイギリスで「ベヴァリッジ報告」というものが出来ております。ベヴァリッジ報告とは、戦後世界の社会保障制度の根幹となる報告書でありました。

このベヴァリッジ報告というものは、その当時のレベルとしてはハイレベルな提案がなされておりました。しかし、成人した女性は、通常の場合、被扶養者であるという前提に基づいて作られたものなんですね。たとえば、社会保険の給付においては、夫婦については、夫と収入のある仕事に従事していない妻を一つのペアあるいはワンセットと把握して、これに対して基準給付を行うこととしていました。そうなると、男女の性別分業に基づいていない世帯についてはどのような扱いがもたらされるのでしょうか。そういった、単身の男性であるとか女性の方、妻が働いているである男性に対しては、妻が働いていない夫婦受給者に対する支給額の60%を支給するとしている。このように、基本的には、性別役割分業の近代家族の実態を前提として社会保障制度が設計されたわけです。これが、世界中の社会保障の根幹となっていましたのだから、世界中が、ジェンダーだらけという事態を引き起こしてしまったわけです。

ちなみに、1984年にフランス人のラロックという人がこのベヴァリッジ報告を痛烈に批判しております。ラロックはベヴァリッジが作った社会保障は「男性が男性のためにつくった制度であり、女性が社会で負担させられている責任について認識が不足している」とし、「時代遅れの扶養概念や道徳的判断（=ここでは夫が妻の面倒を見るべきだとか、妻は夫や家庭に尽くすべきであるとか言う判断）が上積みされて、『新しい生活スタイル』を採用する人々にペナルティーを課している」と批判しております。離婚、再婚、同棲、ひとり親世帯の増加傾向や、女性が高齢者として単身で暮らすような新しい生活スタイルに社会保障制度を

対応させるべきだと言っています。社会保障を世帯単位ではなく個人単位で捉える仕組みを提唱しています。

### (3) 日本の社会保障・税制に見るジェンダー

日本の社会保障制度を見てみると、どれも「男は仕事、女は家事」といった男女の性別分業という固定観念のもとで制度設計がなされています。

日本の年金制度を見てみると、まず、国民基礎年金というものがありまして、日本に住んでいる人はこの年金には加入することになっているわけですね。みんなが加入することになっているわけですが、不思議なグループ分けがなされている。

みなさんご存じとは思いますが、3つの大きなグループに分かれておりまして、「第1号被保険者」というのは自営業者、「第2号被保険者」というのはサラリーマン、「第3号被保険者」というのが、サラリーマンである第2号被保険者の妻等となっております。第3号被保険者とは、専業主婦かパート収入で年収130万円以下の人人が該当することになります。こう見ると、サラリーマンの妻になれば、家事に専念しているか、仕事をするにしても、ほどほどにしておいた方が保険料を支払わなくて済む訳なんですね。

そうすると、一見、サラリーマンの妻を優遇しているように見せかけながら、妻を専業の主婦にさせやすいように利益誘導していると言うことなんですね。一見都合の良さそうな話ですが、実は、性別役割分業を促進していると言うことなんです。

こういった利益誘導的な施策は、税制においても存在します。それは1987年に導入された、「配偶者控除」であります。これは配偶者、ほとんど妻なんですが、給与収入が103万円以下の場合は、夫の税金計算上、最大76万円が控除されると言うことになっております。また、103万円というのは本人の課税最低限度額になっており、まあ、パートをしていてもそこそこにしておこうという、インセンティブが働くわけです。

### 3 世帯主条項とは何か

#### (1) 世帯主とは何か

世帯および世帯主がどこから来た用語なのかを説明しておきたいと思います。この「世帯」および「世帯主」という用語は住民基本台帳法に存在する用語であります。

まず、住民基本台帳法第6条第1項には「市町村長は、個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成して、住民基本台帳を作成しなければならない。」とされておりまして、市町村長は住民票を世帯ごとに作成して、それを住民基本台帳という言ってみれば大きなファイルに整理しておかなければなりませんよと法律で規定されているのです。

そして、住民基本台帳第7条には住民票の記載事項が規定されておりまして、具体的には、

- ①氏名、出生の年月日、男女の別、世帯主の氏名及び世帯主との続柄、戸籍筆頭者の氏名及び本籍、住所
- ②選挙人名簿に登録されている場合にはその旨
- ③国民健康保険及び国民年金の被保険者の資格に関する事項

④介護保険の資格に関する事項・  
⑤児童手当を受けているものの資格に関する事項  
等が記載されることになっています。

住民票の記載事項から分かるように、住民基本台帳の記録に基づいて、選挙人名簿や学齢簿が作成され、また、国民健康保険、介護保険、国民年金、児童手当、印鑑証明などに関する事務も住民基本台帳を基礎として行われている。要するに、住民基本台帳は公共サービスを提供するための基礎となっているわけです。

しかし、住民基本台帳法におきましては、「世帯」「世帯主」とは何かという、定義を定めておりません。その代わり、官僚が作成した通達である「住民基本台帳事務処理要領」（事務処理要領）に委ねられております。事務処理要領上、「世帯とは、居住と生計を共にする社会生活上の単位である。」と定義されております。また、「世帯主」については、「世帯を構成する者のうちで、その世帯を主宰する者が世帯主である。」と定められ、さらに「その世帯を主宰する者」とは、「主として世帯の生計を維持する者であって、その世帯を代表する者として社会通念上妥当とみとめられる者」と解するとされております。

## (2) 世帯主は本当に性中立的な概念なのか？

ここまで説明を聞いて頂いてみても、男女という言葉は全然出てきておりません。じゃあ、そういう説明の表面だけをとってみると、「別に世帯主という言葉には、男女という性別的な表現は含まれていないし、

別に差別でも何でもないじゃないか」という主張もしようとするべきであるわけですよね。しかし、世帯主という言葉の用いられ方や世帯主を言う言葉の裏を探ってみると、男女差別とは関係ないんだと言うことは言えなくなる。こうした言葉のマジックを見破ることができるのが、まさに本日の講演会の冒頭で述べた、ジェンダーという視角な訳なんですね。具体的に、どういったところが怪しいのかを順に見ていきましょう。

## 1. 統計的な裏付け

まず、統計的に世帯主の男女比率を見てみましょう。厚生労働省大臣官房統計情報部編集の『平成13年国民生活基礎調査第2巻全国編』「第I編第1章第8表」によると、全国4566万4千世帯のうち、世帯主が男性の世帯は3691万7000世帯（全体の81%）、世帯主が女性の世帯は874万6000世帯（全体の19%）であり、女性が世帯主のうち、単独世帯は552万7000世帯、「夫婦のみの世帯」は5万8000世帯、「夫婦と未婚の子のみの世帯」は6万世帯となっております。

夫婦世帯で女性が世帯主という世帯は10万程度に過ぎない。一方、夫婦世帯で男性が世帯主という世帯は、約2400万ほどおります。10万÷2400万ということは、0.005%しか女性が世帯主になっていないということです。こう見ると、実態上は、夫婦といえば夫が世帯主であるといいいきってもいいでしょう。

## 2. 家計調査に見る決めつけ

総務庁の家計調査では、1979年から共稼ぎ世帯の収入統計を取るよう

になったのですが、そこでは「世帯主、妻、他の世帯員」の3項目にわけて、それぞれの数字が出るようになっております。そこではわざわざ丁寧になんですが、「妻の収入」の欄には「世帯主の妻」であるという説明が付されております。ちなみに、女性が世帯主の世帯では、その夫の収入は「妻の収入」ではなく、「他の世帯員の収入」とされます。こうなると、世帯主=夫であることを想定して統計を取っているということになるのです。いってみれば、国の役人が社会情勢を調査する際に、すでに「世帯主は男なんだ」という前提のもとで調査をしているわけです。

### 3. 世帯主の義務

実は世帯主には、法律上様々な義務が課せられております。たとえば、住民基本台帳法第26条第1項には、「世帯主は、世帯員に代わって、この法律の規定による届出をすることができる。」また、第26条第2項「世帯員がこの法律の規定による届出をすることができないときは、世帯主が世帯員に代わって、その届出をしなければならない。」とあり、世帯構成の申告義務が世帯主に課せられております。

さらに、社会保障制度を見てみると、国民健康保険法第9条第1項には、「被保険者の属する世帯の世帯主（以下単に「世帯主」という。）は、厚生労働省令の定めるところにより、その世帯に属する被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項を市町村に届け出なければならない。」と、住民基本台帳法と同様に、世帯構成の申告義務が世帯主に課せられております。

その他にも、国民健康保険法第76条には、「保険者は、国民健康保険事業に要する費用（…）に充てるため、世帯主又は組合員から保険料を徴収しなければならない。…」

また、国民年金法第88条第1項「被保険者は、保険料を納付しなければならない。」という条文の後に、第88条第2項「世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帶して納付する義務を負う。」とされており、こう見ると、世帯主には世帯員の管理義務が課せられているといつてもよいでしょう。しかし、保険料の請求は世帯にいる個々人に対してすべきであり、世帯員が払わないからと言って、世帯主が肩代わりする必要性はないとおもいます。

先ほどの説明にもあったように、住民基本台帳法の運用では、「世帯主とは世帯を主宰する者」とされておりました。それが、世帯主というのはまさに世帯の主（あるじ）であるということが、法制度の中にあらわれている。

ここに、じつは世帯主という言葉は、国家が国民を管理しやすいように設けた、道具に過ぎないと言うことが分かります。その根底には、戦前の家制度という思想がしみこんでいるわけであります。

こうなると、世帯主という言葉には、世帯主=夫という意味が含まれているのであり、法制度を見てみても、世帯主というのは世帯のまさに主であり、監督者なんだと言うことになります。また、世帯主にその他世帯構成員の生活保障についても肩代わりさせようと言う考えも潜んでいると思われます。しかし、憲法では、個人個人に生存権を認めているのですから、そのような考え方には、そもそも憲法の理念に合致しない

いと考えられます。

世帯主という言葉は、世帯にいる妻の存在意義をきわめて小さなものにしてしまうという効果があります。実際、専業主婦やパート主婦という人たちは、家事の労働時間を含めると働き手である夫よりも多く働いているという統計があります。しかし、その働きは収入という形で現れないから、評価の対象とはしてくれない。家庭を夫とともに支えているはずの妻の存在が、主たる生計維持者と考えられている世帯主に隠れてしまうというわけです。

このように、女性の存在を抹殺してしまうような世帯主という用語があるために、女性が抱えている問題も見えにくくしてしまい、ひいてはいつまで経っても女性の地位が向上しないという結果をもたらしてしまっています。

### (3) 世帯主概念の解消の動き

「世帯主」という概念は何故、必要とされるのでしょうか？

考えられるものとしては二つのものがあります。一つは、その他の世帯員の代わりに法に基づく各種届出を代わりに行う役割であり、もう一つは、住民票に記載されている世帯の構成をより把握しやすくする役割が考えられます。しかし、前者については、世帯主という肩書きを用いなくても世帯員の代理人あるいは使者という名目で届出をすれば足りることですし、後者についても、住民票には世帯番号が付けられているので、世帯番号にだれがだれなのかという、索引的機能が充分備わつ

ていると考えられます。

要するに、世帯主という概念はどうしても必要なものなんだ、というわけではない。大体、世帯主という概念自体が、夫婦を本質的に平等であるとする憲法第 24 条に反する。したがって、平等である夫婦間に主従関係を持ち込むこと自体間違いであるということができます。そこで、世帯主という用語を廃止して、家計代表者という言葉を使うことにしていこうといった提案もなされております。

国際婦人年（1985 年）のナイロビ世界会議で採択された「女性の地位の向上のためのナイロビ戦略」295 項では、以下のように世帯主概念の廃止が提唱されております。

大部分の関連立法や規則、家計調査の底に流れている扶養者や世帯主を男性に限定するという前提が信用貸付及び物質的、非物質的資源への婦人へのアクセスを妨げている。これらの分野において、婦人の資源への平等なアクセスを保障するような変化が必要である。このような婦人の権利を保障するために、法律文書や家計調査において、『世帯主』というような用語を廃止し、婦人の役割を適切に反映するに足る包括的な用語を導入する必要がある。社会福祉の規定においては、このような婦人のニーズに特別の注意が払われねばならない。自らの家族に対して、一人で責任を負っている婦人が経済的に独立を達成、維持し、社会に効果的に参加しうるために、十分な収入と社会的援助を受けられるよう保証することが政府に対し強く求められている。この目的のために、政策

策定の際の調査を含めた諸政策や立法の底に流れている家庭の維持者や世帯主を男性に限定するという思想を明確にし、これを撤廃すべきである。

この提唱を見れば、女性というものが世帯主という言葉によって社会的に無視され、社会的なアクセスも妨げられているという事実を的確に表現している提唱だと言うことが分かります。

また、アメリカにおいても、1982年から83年にかけて実施された家計調査では、世帯主に当たる「Head of Household」という用語は廃止されております。

世帯主概念解消の動きは、世界的な動きでもありますし、日本においてもそのような動きや考えはあるということです。

#### 4 自立支援金訴訟とその後

##### (1) 自立支援金訴訟の概要

まず、自立支援金訴訟が裁判に至った系譜を簡単に説明しておきたいと思います。

被災者生活再建支援法というのは、平成10年に、今回のシンポジウムの主催者である「公的援助法実現ネットワーク」の方々の尽力もあって成立した法律ですが、まあ、この法律の成立を踏まえまして、実質的に被災地での様々な支援を行ってきた、阪神・淡路大震災復興基金が支

援法なみの支援をということで、従来復興基金が行っていた、生活再建支援金制度と被災中高年恒久住宅支援制度の二つの制度を統合し、支援法なみの支給基準を設けた自立支援金制度という制度を発足させました。

支援法が制定された当時は、同等の措置が阪神・淡路大震災の被災者にも適用されるんだという期待が高まつたんですね。しかし、その要件として「世帯主が被災者であること」が明記されていたわけです。これを通常は、世帯主被災要件といっています。のために、被災時にはひとり暮らしをしていた、当然、震災当時は世帯主であったわけですが、その後結婚して、世帯主ではなくなってしまったんですね。のために、本来は受けることができるはずであった支援金を受け取ることができなかったわけです。

自立支援金の支給を決定する際に行われる、世帯の構成の認定というのは被災時ではなしに、平成10年の7月を基準に認定されていました。のために、被災時から世帯の変動が起こってしまった場合には、救済されない人が現れました。

被災している人と被災していない人が結婚したとします。そこで、どちらかが世帯主であるかそうではないかによって支援金を受け取れたり、受け取れなかったりする。どちらの世帯も、生活の厳しさは変わらないのに、そういう違が現れてしまう。これは、世帯間の差別であるわけで、裁判所もそれは認定しております。

さらにいえば、たまたま世帯主であったかどうかという問題ではないんですね。世帯主というものが男女それぞれ半分ぐらいの比率で成り立

っているのであれば、たまたまといえますが、夫婦になった場合の世帯主の男女比率は圧倒的に男性が多い。だから、裁判所は単なる世帯間差別である以上に男女差別なんだという判断を下しています。

この自立支援金訴訟においては、世帯主という用語が男女間の「間接差別」をもたらしているとすることを認定しているかと思われます。

「間接差別」というのは、一見、性別とは無関係の一定の基準、ここでは世帯主であるかどうかということになりますが、そういった基準を用いることによって、実際には男女を差別している結果をもたらすような場合を指しています。その他には、家族手当や住宅手当の支給の場面においても世帯主でないと支給しないという企業もあり、それが間接差別なのではないかと裁判も起こっていました。いってみれば、こういった間接差別こそジェンダーという視点によって燃りだれるべき差別だということができます。

## (2) 調停の現状

自立支援金訴訟後も、復興基金側は徹底抗戦の構えを見せていましたが、議員の方々が訴訟の結果を後押ししてくれたこともあって、制度が改正されることになりました。この制度改革は、裁判を通じた運動の成果であることができます。しかし、制度改革をしてみてもまだ救済されない被災者が存在している。そこで民事調停をいうことになったわけです。

調停の申立て人の方々をタイプ別に見てみると、①結婚してしまったために所得要件を充たさなくなってしまったパターン、②やむを得ず

子供（あるいは親族）と同居をしたために、所得要件を充たさなくなってしまった、あるいは、別生計であるのに行政が認めてくれないというパターン、③やっと子供や親類から自立してこれからが本格的な生活再建であるのに、その事実を認めてくれないパターンという風にわけることができます。

今、3つのパターンがあるといいましたが、これらの方々の大半の人たちは、もし仮に被災者生活再建支援法が存在していたならば、当然に支援金を受給していた人ばかりです。

訴訟・調停を通じて争われている、実質的な争点は、自立支援金制度の性格なんですよね。復興基金の方に伺うとあくまでもうちが作った支援制度はオリジナリティーがあるんだという姿勢です。

これにはちょっと問題点がある。自立支援金制度は、とりあえずは被災者に独力で生活再建をさせてみて、その結果自力でできなかつた被災者をピックアップして支援するという、従来の社会福祉に見られる「残余的」な発想のもとで作られている。その発想の中には、国や自治体が第一に被災者を支援するのではなく、家族同士の相互扶助、その中には、世帯主が他の世帯員を扶養するという視点が含まれているんですが、そういういった扶助をまずしてもらって、それでも救済されない場合には、あくまでも補足的に救済するという考えがあると思うんですね。こういった考え方方は、戦前の考え方なんですね。残念ながら、こういった考え方方は、生活保護制度なんかにもきっちり反映されているのが現実です。

できれば、復興基金の人には、阪神・淡路大震災の最後の処理として、被災直後に苦労をなされたという事実を認めて頂きたいと思います。言

ってみれば、過去の清算をきちっとしてほしいと言うことです。

### (3) 自立支援金訴訟・調停事件から見たジェンダー

自立支援金訴訟に現れた問題点は、単身の女性が被災したとしても、男性と結婚してしまうことで、被災をしたという事実が社会的に抹殺されてしまうことにあります。そこには、「女性は男性と結婚して扶養してもらうものなのだ」という偏見があるわけです。

社会保障を見るジェンダーという部分で触れたように、日本の社会保障や社会福祉はどうも、「男は仕事、女は家事」といった性別役割分業の考えがにじみ出ています。それが、社会保障制度の延長線にある被災者支援制度にも表れている。そういう偏見の例として、訴訟の場面になっても、「女性は生活に困れば、金持ちの男性と結婚すればいい」という発言が堂々と出てきたのだと思います。

要するに、世帯主被災要件は、被災者の存在を否定するような効果をもたらしたということがいえるでしょう。そして、その大半が女性の被災者であったという事実も見逃すことができない。やはり、世帯間差別を超えた、男女差別というものがあったという主張もできると思います。

世帯主がその他の世帯の構成員を扶養しなければならないという発想自体が、戦前の家制度の名残となっているわけなので、そのために、やむを得ず親類の家に同居せざるを得なくなった人が生計を別にしているにもかかわらず、復興基金はなかなかその事実を認めてくれない。

しかし、世帯主がその他の世帯構成員を扶養するという考えないしは、そういう制度設計（社会保障制度に見られる）は、憲法第13条に言

う、「個人の尊重」という発想からはほど遠い発想とすることが言えるでしょう。また、様々な家族形態が存在している現在においては、実体的に見てもそぐわないと言えます。将来的には、被災者支援制度を含めた社会保障制度は、「世帯単位」から「個人単位」へと変革されていくべきでしょう。

## 5 むすび—これからの運動

自立支援金訴訟のように、被災をきっかけにジェンダーの別の視点が生まれたことは、男女平等にとって大きな前進であると考えています。また、被災者支援制度のこれから設計に当たっても、そういうジェンダー的な視点に立った法制度設計が求められるでしょう。被災者支援の場面において、世帯主概念による差別が燃り出されたことは、これから日本の社会保障行政に対してインパクトを与えるのではないかでしょうか。

実際のところ、最初に社会保障の領域にジェンダーが組み込まれていることを述べていきましたが、早い話が、普段我々がつきあっている社会保障制度の欠陥が、自然災害の非常時においてダイレクトかつ増幅された形で被災者の支援のあり方に反映されていったという事実は見逃せません。本日は被災者支援のあり方にテーマが設定されていましたが、それだけでなく、社会保障や税制のあり方をきちんと考えていくこれをきちんと整備していくかないと、被災者支援も是正されていかないでしょう。通常時の制度と自然災害といった非常時の制度がリンクされていふと言うことを肝に免じておいて頂きたいと思います。

最後に、本日のキーワードであります、ジェンダー的な視点の出発点は、「女性ならではの経験」を世の中にアピールしていくことから始まります。その経験談の中に、社会に組み込まれている男女差別の構造が燻り出されてくるのだと言えます。ジェンダーの存在を見抜き、ジェンダーを打ち破るために、「女性ならではの経験」を社会にアピールすることが大事だと考えます。

## 《参考資料》

### ■世帯および世帯主概念について

「世帯」および「世帯主」の概念は住民基本台帳法に存在する概念であるが、当法においては、「世帯」「世帯主」の定義を定めておらず、その代わり、通達である「住民基本台帳事務処理要領」（事務処理要領）に委ねられている。

事務処理要領上、「世帯とは、居住と生計をともにする社会生活上の単位である。」と定義されている。また、「世帯主」については、「世帯を構成する者のうちで、その世帯を主宰する者が世帯主である。」と定められ、さらに「その世帯を主宰する者」とは、「主として世帯の生計を維持する者であって、その世帯を代表する者として社会通念上妥当とみとめられる者」と解するとされている。

厚生労働省の定義による（平成 12 年『国民生活基礎調査』）と、「世帯」とは、住居及び生計を共にする者の集まり又は独立して住居を維持し、若しくは独立して生計を営む単身者をいい、「世帯員」とは、世帯を構成する各人をいう。

### ■住民基本台帳法

第 26 条第 1 項「世帯主は、世帯員に代わって、この法律の規定による届出をすることができる。」

第 26 条第 2 項「世帯員がこの法律の規定による届出をすることができないときは、世帯主が世帯員に代わって、その届出をしなければならない。」

## ■国民健康保険法

第 9 条第 1 項「被保険者の属する世帯の世帯主（以下単に「世帯主」という。）は、厚生労働省令の定めるところにより、その世帯に属する被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項を市町村に届け出なければならない。」

第 76 条「保険者は、国民健康保険事業に要する費用（…）に充てるため、世帯主又は組合員から保険料を徴収しなければならない。…」

## ■国民年金法

《補文書卷》

第 88 条第 1 項「被保険者は、保険料を納付しなければならない。」

第 88 条第 2 項「世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帶して納付する義務を負う。」

第 88 条第 3 項「配偶者の方は、被保険者たる他方の保険料を連帶して納付する義務を負う。」

## ■「女性の地位の向上のためのナイロビ戦略」295 項

大部分の関連立法や規則、家計調査の底に流れている扶養者や世帯主を男性に限定するという前提が信用貸付及び物質的、非物質的資源への婦人へのアクセスを妨げている。これらの分野において、婦人の資源への平等なアクセスを保障するような変化が必要である。このような婦人の権利を保障するために、法律文書や家計調査において、『世帯主』というような用語を廃止し、婦人の役割を適切に反映するに足る包括的な用語を導入する必要がある。社会福祉の規定においては、このような婦

人のニーズに特別の注意が払われねばならない。自らの家族に対して、一人で責任を負っている婦人が経済的に独立を達成、維持し、社会に効果的に参加しうるために十分な収入と社会的援助を受けられるよう保証することが政府に対し強く求められている。この目的のために、政策策定の際の調査を含めた諸政策や立法の底に流れている家庭の維持者や世帯主を男性に限定するという思想を明確にし、これを撤廃すべきである。

### 《参考文献》

伊藤公雄編『女性学・男性学 ジェンダー論入門』有斐閣アルマ 2002年  
浅倉むつ子監修『導入対話によるジェンダー法学』不磨書房 2003年

2003年10月11日  
あすてっぷKOBÉ

「公的援助法」実現ネットワーク被災者支援センター

2003年12月1日発行

代表 中島 純子

〒560-0012

神戸市中央区北長狭通8-4-5

TEL 078-366-0160 FAX 078-366-0161

Email : [kouteki@helen.ocn.ne.jp](mailto:kouteki@helen.ocn.ne.jp)

URL : [WWW6.ocn.ne.jp/~kouteki/](http://WWW6.ocn.ne.jp/~kouteki/)

郵便振替 普通 00930-0-60522

公的援助法実現ネットワーク

卷之三

目錄

一、序言

二、研究方法

三、研究結果

四、研究討論

五、研究結論